# 

第1718号 行旅死亡人の取扱い

【桜区役所健康福祉部福祉課】

【目次】		
第1701号	市が実施する一般競争入札	No. 10 and 10 an
_	【子ども未来局総合療育セン	/ターひまわり学園総務課】
第1702号	大規模小売店舗の変更の届出	x 已去工知 火如去米坛 陶 == 【
<b>年</b> 1 7 0 0 日		育局商工観光部商業振興課】
第1703号	大規模小売店舗の変更の届出 「経済	「 「 「 「 「 に に に に に に に に に に に に に
第1704号	大規模小売店舗の変更の届出	
3317047		
第1705号		
-	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第1706号	子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等	等の確認の辞退
	【子ども未知	天局幼児未来部幼児政策課】
第1707号	不動産等の最高価申込者等の決定	
	【財政局場	上部市税事務所納税調査課】
第1708号	不動産等の最高価申込者等の決定	
	【財政局	上部市税事務所納税調査課】
第1709号	不動産等の次順位買受申込者の決定等の公告	
	【財政局	上部市税事務所納税調査課】
第1710号	不動産等の最高価申込者等の決定	
	【財政局	上部市税事務所納税調査課】
第1711号	開発行為に関する工事の完了	
	【都市局北部都市・2	\園管理事務所開発指導課】
第1712号	不動産等の最高価申込者等の決定	
	【財政局限	可部市税事務所納税調査課】
第1713号	不動産等の最高価申込者等の決定	
	【財政局陣	可部市税事務所納税調査課】
第1714号	議会の招集	
		【総務局総務部総務課】
第1715号		
	【都市局北部都市・2	\園管理事務所開発指導課】
第1716号		144. 项型 > 1- 4 、 > 、 > 、 ■
Mr. 4 - 4 - 5	<b>-</b>	物物愛護ふれあいセンター】
第1717号		<ul><li>がよりますがある。</li><li>がまずる。</li><li>がまずる。</li><li>がまずる。</li><li>がまずる。</li><li>がまずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>できずる。</li><li>でき</li></ul>
<i>tt</i>	【和川/川用前和川	· A图自任事物別目在除】

【建設局南部建設事務所建築指導課】

第1719号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1720号	放置自転車等の撤去及び保管
笠 1 7 0 1 日	【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 さいたま市三室大古里住宅建築協定の認可
第1721号	【建設局建築部建築行政課】
第1722号	都市公園の供用開始(寿能町一丁目公園)
	【都市局都市計画部都市公園課】
第1723号	屋外広告物の保管
## . <b>-</b>	【都市局北部都市・公園管理事務所管理課】
第1724号	動物の収容 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第1725号	建築物の用途に関する公開による意見の聴取
<i>y</i> , . , _ c ,	【建設局建築部建築行政課】
第1726号	市が実施する一般競争入札の中止
	【教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館】
第1727号	市が実施する一般競争入札 【財政局契約管理部契約課】
第1728号	市が実施する一般競争入札
<b>始 1 7 2 0 与</b>	【財政局契約管理部契約課】
第1729号	市が実施する一般競争入札
	【財政局契約管理部契約課】
第1730号	与野駅西口土地区画整理審議会委員選挙の当選人
## . <b>-</b> 0 . <b>-</b>	【都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所】
第1731号	道路の区域の変更  【建設局土木部土木総務課】
第1732号	道路の供用の開始
),	【建設局土木部土木総務課】
第1733号	電線共同溝を整備すべき道路の指定
	【建設局土木部土木総務課】
第1734号	市の徴収金に関する書類の公示送達
第1735号	【財政局北部市税事務所納税課】 市の徴収金に関する書類の公示送達
<del>у</del> л 1 7 3 3 7	【財政局南部市税事務所納税課】
第1736号	市の徴収金に関する書類の公示送達
	【財政局南部市税事務所納税課】
第1737号	建築物の用途に関する公開による意見の聴取
<b>笠1700</b> 日	【建設局建築部建築行政課】
第1738号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 【建設局南部建設事務所建築指導課】
第1739号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定

【保健福祉局福祉部生活福祉課】

第1740号	開発行為に関する工事の完了
<i>7</i> 75 4 <b>3</b> 4 4 13	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1741号	開発行為に関する工事の完了 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1742号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1743号	市が実施する一般競争入札
	【財政局財政部資産経営課】
第1744号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
第1745号	【建設局北部建設事務所建築指導課】 開発行為に関する工事の完了
第 1 7 4 3 <del>写</del>	開発17為に関する工事の元」 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1746号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1747号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1748号	動物の収容 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第1750号	農用地利用集積計画を定めた件
<del>я</del> 17305	展用地利用業債計画を足めたける場合では、「経済局農業政策部農業政策課】
第1751号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1752号	開発行為に関する工事の完了
## . <del>-</del>	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1753号	市が実施する一般競争入札 【教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館】
第1754号	第1号事業者の指定
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第1755号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第1756号	放置自転車等の撤去及び保管
第1757号	【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
<b>弗Ⅰ/5/</b> 万	産業基準伝第42米第1項第3号の規定による追路の位直の指定 【建設局北部建設事務所建築指導課】
第1758号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1759号	開発行為に関する工事の完了
<b>-</b>	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1760号	建築物の用途に関する公開による意見の聴取 【建設局建築部建築行政課】
第1761号	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦
71.70.7	人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

【建設局南部建設事務所建築指導課】

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の変更の届出 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 第1763号 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 第1764号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律による医療機関の休止の届出 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 第1765号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の辞退の届出 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 第1766号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 第1767号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の変更の届出 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 第1768号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定

第1762号

#### さいたま市告示第1701号

さいたま市総合療育センターひまわり学園軽バン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年11月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名

さいたま市総合療育センターひまわり学園軽バン賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市総合療育センターひまわり学園

(3) 数量・特質等

仕様書による。

(4) 借入期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等)(以下「名簿」という。)の種目「自動車リース」内の営業種目で登載されていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園 総務課 担当 管理係 工藤 電話 048(622)1211

(2) 交付期間

告示の日から令和3年12月1日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無料

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
  - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
  - イ 入札説明書に定める書類
  - ウ 返信用封筒(84円切手を貼付)
- (2) 受付場所
  - 3(1)に同じ
- (3) 受付期間
  - 3(2)に同じ
- (4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和3年12月7日(火)までに交付するものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
  - (1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月あたりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

アー日時

令和3年12月10日(金)午前10時30分

イ 場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市総合療育センターひまわり学園2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

アー日時

令和3年12月10日(金)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋 6-1587 さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園 総務課 電話 048(622)1211

- 8 契約手続等
  - (1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま 市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

- 9 その他
  - (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
  - (3) 契約条項は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課及びホームページ において閲覧できる。

http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(4) 詳細は、入札説明書による。

#### さいたま市告示第1702号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模 小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第 5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年11月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス与野店

所在地 さいたま市中央区本町西4丁目1392番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社 コスモス薬品

代表者氏名 代表取締役 横山英昭

住 所 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前): (仮称) ドラッグコスモス与野店

(変更後):ドラッグコスモス与野店

(4) 変更の年月日

令和3年10月30日

(5) 変更する理由

大規模小売店舗の名称変更のため

2 届出年月日

令和3年10月29日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年11月16日から令和4年3月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
  - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5-7-10

電話 048 (840) 6013

FAX 048 (840) 6160

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。
  - (1) 意見書の提出期間

令和3年11月16日から令和4年3月16日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

#### さいたま市告示第1703号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模 小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第 5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年11月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス東岩槻店

所在地 さいたま市岩槻区東岩槻二丁目4番2、4番3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社 コスモス薬品

代表者氏名 代表取締役 横山英昭

住 所 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前): (仮称) ドラッグコスモス東岩槻店

(変更後):ドラッグコスモス東岩槻店

(4) 変更の年月日

令和3年9月25日

(5) 変更する理由

大規模小売店舗の名称変更のため

2 届出年月日

令和3年10月29日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年11月16日から令和4年3月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
  - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 岩槻区役所観光経済室

住所 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号

電話 048 (790) 0118

FAX 048 (790) 0260

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。
  - (1) 意見書の提出期間

令和3年11月16日から令和4年3月16日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

### さいたま市告示第1704号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模 小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第 5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年11月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス西大宮店

所在地 さいたま市西区西大宮3丁目33番3 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社 コスモス薬品

代表者氏名 代表取締役 横山英昭

住 所 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前): (仮称) ドラッグコスモス西大宮店

(変更後):ドラッグコスモス西大宮店

(4) 変更の年月日

令和3年10月30日

(5) 変更する理由

大規模小売店舗の名称変更の為

2 届出年月日

令和3年10月29日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年11月16日から令和4年3月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
  - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 大宫区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048 (646) 3093

FAX 048 (646) 3151

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。
  - (1) 意見書の提出期間

令和3年11月16日から令和4年3月16日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

### さいたま市告示第1705号

子ども・子育て支援法 (平成 2 4 年法律第 6 5 号) 第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認をしたので、同法 第 5 8 条の 1 1 の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年11月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

					さい	· た	ま	市
特定子ども・子育 て支援提供者の名	特定子ども・子育て支持	爰を提供する施設又は事業所	確認の年月日		28条の18	子育て支援 第3項を満た	こしている	カュ
称 	名称	所在地※			否かの別 200日以上	(一日8時間 :開園)	引以上、一	·年 
乗峰 菜陽	乗峰 菜陽	(省略)	令和3年8月26日	認可外保育施設(居宅訪問型)	_			
菊地 夏子	菊地 夏子	(省略)	令和3年10月3日	認可外保育施設(居宅訪 問型)	_			

### さいたま市告示第1706号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和3年11月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称 株式会社埼玉総業
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称コマツランド
  - (2) 所在地 さいたま市浦和区岸町4-25-15-1
- 3 確認の辞退の年月日 令和3年10月31日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類 認可外保育施設
- 5 子ども・子育て支援法施行規則 (平成24年内閣府令第44号) 第28条の18第3項を満たしているか否かの別
  - ※法第7条第10項第5号に掲げる事業(認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育) の場合に限る。

# 不動産等の最高価申込者決定の公告

令和3年11月17日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の規定により、公売公告第 1506 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

記

売	却区	分番	子号	名和	—— 尔、	数量	 遣、'	性質	及び	所在	E等	最	高	価	申	込	価	額	最氏	高名	価 又	申	込 は	者 名	の称
3-	-2-	-北7	下1	別紀「公		財産	のま	長示」	の。	とお	り					51,	100	円			(2	省岡	—— 佫)		
最	高	価	申	込	者	の	 決	定	年	月	日	f	う和:	3年1	.1月	16 ⊧	1		!						
売		却		決	:		定		日		時	f	う和:	3年1	.2月	7日	午	前	10時						
売		却		決	:		定		場		所	ک	ヹ゚゚゚゚゙゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゚゙゙ヹ゚゚゚゚゙゚゙゚ヹ゚゚゚ヹ゚゚゚゙゚ヹ゚゚゚ヹ゚゚゚ヹ゚゚ヹ	たま	市	上部	市秭	事	務所	 r納移	説調者	—— <b></b>	1		

### 別紙「公売財産の表示」

1 所 在 さいたま市西区塚本町三丁目

地 番 53番6

地 目 雑種地

地 積 40 ㎡

以上登記簿による表示

# 不動産等の最高価申込者決定の公告

令和3年11月17日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の規定により、公売公告第 1507 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

記

売却区分	分番号	名称、	数量、	性質	及び	所在	:等	最	高	価	申	込	価	額	最氏	高名	価 又	申 . <i>l</i> :		者 名	の称
3-2-2	北不2	別紙 「公売	財産∉	)表示	」の	とお	り			ļ	58,8	800,	000	円	梯	式会	会社	=	ブリ	ノッ	ク
最高	価 申	込 者	の	決定	年	月	目	ŕ	う和:	3年:	11月	16	∃								
売	却	決	定	-	日		時	ŕ	う和:	3年:	12月	7日	午	=前	10時	ř					
売	却	決	定		場		所	٦	<u> </u>	たま	:市:	北部	市移	事:	務所	<b>一</b>	 	查課			

### 別紙「公売財産の表示」

1 所 在 さいたま市大宮区天沼町一丁目

地 番 137番2

地 目 宅地

地 積 199.73㎡

2 所 在 さいたま市大宮区天沼町一丁目 137番地2

家屋番号 137番2

種 類 居宅

構 造 鉄骨造陸屋根3階建

床面積 1階 49.46 m<sup>2</sup>

2階 88.76㎡ 3階 52.01㎡

以上登記簿による表示

上記財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行いました。

最高価申込価額の財産ごとの内訳は、以下のとおりです。

財産 143,512,000 円財産 215,288,000 円合計58,800,000 円

### 不動産等の次順位買受申込者決定の公告

令和3年11月17日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の2の規定により、公売公告第 1507 号の公売に係る公売財産の次順位買受申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

記

売却区分	番号	名称、	数量、	性質	及び	所在	等	次順位買受申込価額 次順位買受申込者の氏名又は名称
3-2-北	不2	別紙 「公売!	財産の	表示」	」の。	とお	り	円 55,380,000 東邦建物 株式会社
次順位	買受	申 込	者の	決	定年	三月	日	令和3年11月16日
売 去	·[]	決	定		日		時	国税徴収法第113条第2項に定める日
売 去	<u>1</u>	決	定		場		所	さいたま市北部市税事務所納税調査課

### 別紙「公売財産の表示」

さいたま市大宮区天沼町一丁目 1 所 在

番 137番2 地

地 宅地 目

積 199.73㎡ 地

2 さいたま市大宮区天沼町一丁目 137番地2 所 在

137番2 家屋番号

種 類 居宅

鉄骨造陸屋根3階建 構 浩

1階 49.46㎡ 床面積

2階 88.76㎡

3階 52.01㎡

以上登記簿による表示

上記財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法に より公売を行いました。

次順位買受申込価額の財産ごとの内訳は、以下のとおりです。

財産1 40,981,200 円 財産2 14,398,800 円

55, 380, 000 円

### 不動産等の最高価申込者決定の公告

令和3年11月17日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の規定により、公売公告第 1510 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

記

売	却区	分番	号	名和	<b>尔、</b>	数量	<b>达、</b> 作	生質	及び	所在	等	最	高	価	申	込	価	額	最氏	高名	価又		込 は 4	者名	の称
3-	-2-	-北7	下5	別 「 グ		財産	の表	表示」	のる	とお	り				8, 0	)50,	000	円		₹	朱式:	会社	仁		
最	高	価	申	込	者	の	決	定	年	月	日	f	う和:	3年]	11月	16 F	3								
売		却		決	L.	)	 定		日		時	숚	う和:	3年1	12月	7日	4	前	10時	f					
売		却		決	L.	)	 定		場		所	ک	えかり	たま	市	比部	市移	事	務別	行納利	兑調 3	<b></b> 主課			

### 別紙「公売財産の表示」

1 所 在 さいたま市岩槻区日の出町

地 番 6094番2

地 目 宅地

地 積 98.28㎡

2 所 在 さいたま市岩槻区日の出町

地 番 6094番1

地 目 公衆用道路

地 積 70㎡

持 分 5分の1

3 所 在 さいたま市岩槻区日の出町 6094番地2

家屋番号 6094番2

種 類 店舗 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床面積 1階 55.48㎡ 2階 39.74㎡

以上登記簿による表示

上記財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行いました。

最高価申込価額の財産ごとの内訳は、以下のとおりです。

財産1、27,889,000 円財産3161,000 円合計8,050,000 円

### さいたま市告示第1711号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字金重字西343番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年3月19日 第開-N2020136号
- 4 検査済証番号 令和3年11月16日 第完-N2020136号

## 不動産等の最高価申込者決定の公告

令和3年11月17日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の規定により、さいたま市告示第 1512 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、同法第106条第2項の規定により公告する。

記

売	却区	分番	号	名章	称、	数量	t、性	生質	及び戸	听在	等	最	高	価	申	込	価	額	最氏	高 名	価 又	申	込 は	者 名	の 称
3-	-2-	- 南刁	下1	別紅「公		財産(	の表	示」	のと	おり	9				7,	500,	000	円	株	式会	社	イ	ーグ	ラン	ド
最	高	価	申	込	者	の	決	定	年	月	日	<del>?</del>	介和3	8年1	1月	16 ⊨	1								
売		却		決	L ×	Į.	 定		日		時	<b>4</b>	介和3	8年1	2月	7日	午	前1	.0時						
売		却		決	L C	į	<u></u>		場		所	7	<u> </u>	たま	市	南部	市税	事	务所	納税	調査	[課			

### 別紙「公売財産の表示」

1 所 在 さいたま市浦和区領家五丁目

地 番 1182番

地 目 宅地

地 積 257.85㎡

2 所 在 さいたま市浦和区領家五丁目1182番地

家屋番号 1182番

種 類 共同住宅

構 造 木造スレート葺2階建

床面積 1階 75.99㎡ 2階 76.12㎡

以上登記簿による表示

上記財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行いました。

### 不動産等の最高価申込者決定の公告

令和3年11月17日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の規定により、さいたま市告示第 1513 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、同法第106条第2項の規定により公告する。

記

売却区分番号	名称、数量、性	質及び所在等	最高価申込価額 最高価申込者の 氏名又は名称
3-2-南不2	別紙 「公売財産の表 <sup>5</sup>	示」のとおり	円 4,910,009 ディライトホーム株式会社
最 高 価 申	込者の決	定年月日	日 令和3年11月16日
売却	決定	日 時	時 令和3年12月7日 午前10時
売却	決定	場所	所 さいたま市南部市税事務所納税調査課

### 別紙「公売財産の表示」

1 (一棟の建物の表示)

所 在 さいたま市浦和区領家六丁目377番地1、377番地5

建物の名称 ウィンベルデュエット北浦和第六

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 領家六丁目 377番1の306

建物の名称 306号

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 29.94㎡

(敷地権の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 さいたま市浦和区領家六丁目377番1

地 目 宅地

地 積 534.23 m<sup>2</sup>

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1万分の228

土地の符号 2

所在及び地番 さいたま市浦和区領家六丁目377番5

地 目 宅地

地 積 237.64 m<sup>2</sup>

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1万分の228

土地の符号 3

所在及び地番 さいたま市浦和区領家六丁目377番14

地 目 公衆用道路

地 積 24 m²

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1万分の228

以上登記簿による表示

### さいたま市告示第1714号

令和3年さいたま市議会12月(11月繰上げ)定例会を次のとおり招集する。 令和3年11月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 招集する期日 令和3年11月24日
- 2 招集する場所 さいたま市議会議事堂

### さいたま市告示第1715号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市西区大字中野林字中郷559番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 さいたま市緑区東浦和3-2-7 イーストホーム株式会社 代表取締役 髙橋 恒貴
- 3 許可番号 令和3年8月6日 第開-N2021064号
- 4 検査済証番号 令和3年11月16日 第完-N2021064号

### さいたま市告示第1716号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年11月24日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年11月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特徵
1 1月 1 1日	猫	岩槻区徳力	雑種	去勢オス	キジ白	5~8歳	無	負傷動物 右耳に V 字カット
1 1 月 1 2 月	犬	岩槻区南平野	雑種	メス	茶	5~8歳	有	青、赤、布製

#### 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

### さいたま市告示第1717号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成14年条例第109号)第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(1) はり札 327 枚

(2) 立看板 3 枚

- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり
- 3 保管場所 さいたま市緑区宮本2丁目16番地3
- 4 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係
  - (2) 電話 048 (840) 6178

### 広告物及び掲出物告示リスト

### 告示年月日 令和3年11月17日

番号	サニナヤ ていき 担託	保管した広告物	・掲出物件	除却した日	  時	保管開始日	3時	—————————————————————————————————————
田写	放置されていた場所	名称または種類	数量	月日	時間	月日	時間	佣方
1	南区	はり札	48	令和3年10月1日	8時30分 から 17時00分	令和3年10月1日	17時00分	
2	南区	はり札	50	令和3年10月5日	8時30分 から 17時00分	令和3年10月5日	17時00分	
3	浦和区	はり札	52	令和3年10月8日	8時30分 から 17時00分	令和3年10月8日	17時00分	
4	浦和区	立看板	3	令和3年10月12日	8時30分 から 17時00分	令和3年10月12日	17時00分	
5	緑区	はり札	49	令和3年10月12日	8時30分 から 17時00分	令和3年10月12日	17時00分	
6	浦和区	はり札	23	令和3年10月15日	9時00分 から 10時00分	令和3年10月15日	15時00分	
7	桜区	はり札	55	令和3年10月15日	8時30分 から 17時00分	令和3年10月15日	17時00分	
8	浦和区	はり札	50	令和3年10月19日	8時30分 から 17時00分	令和3年10月19日	17時00分	
9								
10	計	はり札	327					
11	計	立看板	3					
12								

### さいたま市告示第1718号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 氏名 不詳(「森永 日出男」と思料される)
- 2 性別 男性
- 3 生年月日 不詳
- 4 住所·本籍 不詳
- 5 人相・特徴等
  - (1) 年齢 60~80歳位
  - (2) 身長 165cm
  - (3) 体格 痩せ
  - (4) 頭髪 白髪交じり
  - (5) 髪型 スポーツ刈り
- 6 着衣・所持品等
  - (1) 着衣 なし(全裸)
  - (2) 所持品 現金53円(10円硬貨3個、5円硬貨3個、1円硬貨8個)

預金通帳(ゆうちょ銀行、「森永 日出男」名義)

印鑑(「森永」と刻印のもの)

国民健康保険被保険者証(「森永 日出男」名義、新座市発行)

運行管理者等指導講習手帳(「森永 日出男」名義)

住民票(「森永 日出男」名義、新座市発行)

メモ等の紙片5枚

#### 7 発見状況等

- (1) 発見日時 令和3年7月29日午後4時40分頃
- (2) 発見場所 埼玉県さいたま市桜区大字田島3887番地 桜草公園内
- (3) 発見状況 発見者は、さいたま市緑地協会より公園内の清掃を委託されていた日本環境マネージメントの清掃員である。発見者は、令和3年7月27日午後5時頃に同公園内で約10年近く生活していた死亡者の生存を確認していた。7月28日、同公園のベンチに座っている死亡者を目撃していたが、翌29日にも同じベンチに同じ姿勢でいる死亡者を目撃したため不審に思ったことから119番通報に至り、通報により現場に臨場したさいたま市消防局救急隊員が死後硬直の認められる状態の死亡者を確認した。

### 8 死亡の原因等

- (1) 死亡日時 令和3年7月28日午前1時00分(推定)
- (2) 死亡場所 埼玉県さいたま市桜区大字田島3887番地 桜草公園内
- (3) 死 因 不詳の病死

#### さいたま市告示一覧(令和3年11月16日から同月30日まで)

9 遺体の処置 令和3年8月12日に大宮聖苑にて火葬に付し、埼玉県さいたま市緑区大字中 野田1030番地「さいたま市営青山苑墓地」に仮納骨予定。

### 10 連絡先

(1) 担当 さいたま市桜区役所健康福祉部福祉課

(2) 電話 048-856-6164

### さいたま市告示第1719号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市大宮区三橋一丁目1028番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都品川区大崎2-1-1 ThinkPark Tower 4 階 株式会社 モスフードサービス 代表取締役 中村 栄輔
- 3 許可番号 令和3年6月25日 第開-N2021029号
- 4 検査済証番号 令和3年11月17日 第完-N2021029号

#### さいたま市告示第1720号

さいたま市自転車等放置防止条例(平成13年さいたま市条例第205号)第10条第1項により 自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり 告示する。

令和3年11月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年11月12日

- 3 保管場所及び放置箇所
  - (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、 指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心 駅(東口)周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都 心駅(西口)周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 78台

- 6 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
  - (2) 電話 048(652)8812

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/08	東浦和駅	埼玉県警21-211299975	A16PL22547		
2021/11/08	東浦和駅	埼玉県警21-212021865	FC9K02008		
2021/11/08	南浦和駅西口	埼玉県警14-4014014	B6K33782		
2021/11/09	東浦和駅	埼玉県警13-3340182	F120883598		
2021/11/09	南浦和駅東口	埼玉県警17-7010784	A16A100227		
2021/11/09	武蔵浦和駅	万世橋A-93354	C9DF2198		
2021/11/09	武蔵浦和駅	不明	SUJ002683		
2021/11/11	東浦和駅	埼玉県警16-6415656	S08017696		
2021/11/11	東浦和駅	埼玉県警15-5543448	F50921553		
2021/11/11	東浦和駅	不明	S6H04824		
2021/11/11	東浦和駅	埼玉県警20-202409598	ST0DF14938		
2021/11/11	南浦和駅東口	埼玉県警20-202339727	F20206527		
2021/11/11	南浦和駅東口	埼玉県警19-190257886	STRKF14176		
2021/11/11	南浦和駅西口	埼玉県警12-2315183	B2C25047		
2021/11/11	南浦和駅西口	埼玉県警19-194434790	B9F55917		
2021/11/11	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5312862	F141079859		
2021/11/11	西浦和駅	埼玉県警20-201956234	SUB001140		
2021/11/12	東浦和駅	埼玉県警15-5334882	A14AI10395		
2021/11/12	武蔵浦和駅	不明	C74A5727		
2021/11/12	武蔵浦和駅	不明	TBI- 2277		

2021/11/15 1/5 ページ

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/08	大宮駅東口	埼玉県警12-2031514	JK11J01832		
2021/11/08	大宮駅西口	埼玉県警20-201860768	A20AC38989		
2021/11/08	大宮駅西口	西新井I-92136	0YC0124		
2021/11/08	土呂駅西口	不明	SPG113485		
2021/11/08	東大宮駅東口	埼玉県警20-203532881	C1B4892812R		
2021/11/08	東大宮駅西口	埼玉県警13-3628219	STMHA38949		
2021/11/09	大宮駅東口	埼玉県警19-191910982	A18AK63561		
2021/11/09	大宮駅東口	群馬県警30431853	JH4K02904		
2021/11/09	大宮駅西口	栃木県警19-39714	A14PA00510		
2021/11/09	大宮駅西口	埼玉県警21-214321882	STTLF21852		
2021/11/09	大宮駅西口	埼玉県警19-193268900	GC7H04171		
2021/11/09	東大宮駅東口	埼玉県警13-3628281	HG3TC07348		
2021/11/09	新都心駅東口	埼玉県警21-213714406	H0P01614		
2021/11/11	大宮駅西口	埼玉県警15-5207579	SPA037835		
2021/11/11	大宮駅西口	埼玉県警17-7558338	F70702907		
2021/11/11	宮原駅東口	不明	TB2AF657		
2021/11/11	東大宮駅西口	埼玉県警20-205341412	SUB310356		
2021/11/11	指扇駅	埼玉県警18-8462225	B3C08454		
2021/11/11	指扇駅	埼玉県警08-8280660	S8C09040		
2021/11/12	大宮駅東口	埼玉県警19-191939395	SPE126344		
2021/11/12	大宮駅東口	埼玉県警19-191590996	08C1256		
2021/11/12	土呂駅西口	埼玉県警21-213692437	GG0L65400		
2021/11/12	土呂駅西口	不明	V121008155		
2021/11/12	東大宮駅東口	埼玉県警14-4142427	A13AL36592		
2021/11/12	日進駅	埼玉県警20-203911289	A20AA04144		
2021/11/12	七里駅	埼玉県警18-8392229	A18AG05897		

2021/11/15 2/5 ページ

大戸自転車保管所

					人尸日転単保官川
撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/08	浦和駅東口	埼玉県警19-193296262	A19AE10497		
2021/11/08	浦和駅西口	埼玉県警10-0528372	B0F48731		
2021/11/08	北浦和駅東口	兵庫県警116-D-627498	1404790		
2021/11/08	北浦和駅西口	埼玉県警16-6460690	B6A16017		
2021/11/08	新都心駅西口	埼玉県警19-192017068	GC9C01342		
2021/11/09	北与野駅	不明	YC13016065		
2021/11/09	南与野駅	巣鴨C-17521	SLK105349		
2021/11/09	南与野駅	埼玉県警21-211797207	A20AJ16193		
2021/11/11	浦和駅東口	大森G-29665	B8A58043		
2021/11/11	浦和駅東口	埼玉県警18-8298892	H8D07734		
2021/11/11	浦和駅西口	埼玉県警18-8267947	A18AC14106		
2021/11/11	北浦和駅東口	埼玉県警19-192482143	VF19A01977		
2021/11/11	北浦和駅東口	埼玉県警21-212617830	B0K43321		
2021/11/11	北浦和駅東口	埼玉県警16-6000541	G5X652079		
2021/11/11	北浦和駅西口	埼玉県警15-5492547	A15AG27954		
2021/11/11	北浦和駅西口	埼玉県警21-213619268	G0747818		
2021/11/11	北浦和駅西口	埼玉県警17-7362923	STLPA06250		
2021/11/11	南与野駅	不明	V190124426		
2021/11/11	南与野駅	埼玉県警21-210207503	A21AC02191		
2021/11/12	浦和駅西口	羽曳野262610	S7I109610		
2021/11/12	浦和駅西口	不明	SNSA04595		
2021/11/12	浦和駅西口	埼玉県警15-5213617	JH4L01148		
2021/11/12	浦和駅西口	埼玉県警21-211592737	G20YG54345		
2021/11/12	浦和駅西口	埼玉県警14-4473214	VF14E02181		
2021/11/12	北浦和駅東口	埼玉県警11-1474001	S8F90341		
2021/11/12	北浦和駅東口	埼玉県警16-6507723	66D1179		

2021/11/15 3/5 ページ

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/12	中浦和駅	埼玉県警18-8543572	F80912124		
2021/11/12	南与野駅	埼玉県警18-8183158	C1DL1033		

2021/11/15 4/5 ページ

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/09	岩槻駅	埼玉県警14-4053683	PV30425		
2021/11/09	岩槻駅	埼玉県警21-210531866	F20916811		
2021/11/11	岩槻駅	埼玉県警17-7048564	S6G011525		
2021/11/11	岩槻駅	埼玉県警18-8300185	A18AD06400		

合計: 78台

2021/11/15 5/5 ページ

### さいたま市告示第1721号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、建築基準法第73条第3項の規定により当該建築協定書をさいたま市役所建設局建築部建築 行政課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 対象建築協定

さいたま市三室大古里住宅建築協定

2 協定区域の位置

埼玉県さいたま市緑区大字三室636番142他

3 協定区域の面積

24,517.13㎡(131区画)

4 認可年月日

令和3年11月19日

5 適用年月日

令和3年11月21日

### さいたま市告示第1722号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定により、都市公園の供用開始について、次の とおり告示する。

令和3年11月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 供用開始する公園

番号	名称	位置	区域	供用開始の期日
1	寿能町一丁目公園	大宮区寿能町1丁目	別添図面	令和3年11月19日
1	大肥可 1日公園	1 3 5 - 7	のとおり	



#### さいたま市告示第1723号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成14年条例第109号)第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
  - (1) はり札

437枚

(2) 立看板

2個

- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり
- 3 保管場所

さいたま市北区本郷町1872番地

- 4 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市 都市局北部都市・公園管理事務所 管理課 都市管理係
  - (2) 電話 048 (646) 3178

## 広告物及び掲出物件告示リスト

#### 告示年月日 令和3年11月19日

W 0	### <b>#</b>   ##   ##   ##   ##   ##   ##	保管した広告	物・掲出物	勿件	除却した日	時	保管開始 6	3時	/++ +z
番号	放置されていた場所	名称または種類	数量	単 位	年 月 日	時間	年 月 日	時間	備考
1	見沼区 岩槻区	はり札	52	枚	10月2日	9:00 から 16:00	10月2日	16時00分	
2	北区	はり札	48	枚	10月5日	8:30 から 15:30	10月5日	15時30分	
3	見沼区 岩槻区	はり札	141	枚	10月9日	9:00 から 16:00	10月9日	16時00分	
4	大宮区	はり札	54	枚	10月12日	8:30 から 15:30	10月12日	15時30分	
5	北区	はり札	5	枚	10月14日	9:00 から 12:00	10月14日	12時00分	
7	大宮区 西区 見沼区	はり札	22	枚	10月18日	13:30 から 16:00	10月18日	16時00分	
8	見沼区 岩槻区	はり札	113	枚	10月23日	9:00 から 16:00	10月23日	16時00分	
9	北区	はり札	2	枚	11月11日	10:00 から 11:00	11月11日	11時00分	
10	北区	立看板	2	個	11月11日	10:00 から 11:00	11月11日	11時00分	
11									
12									
13									
14									
15									
16									
	合 計	はり札	437	枚					
	н н	立看板	2	個					

### さいたま市告示第1724号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年11月24日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年11月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### ・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴	
1 1 月 1 7 日	犬	西区西遊馬	ポメラニアン	オス	クリーム	5~8 歳	無		

#### 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

#### さいたま市告示第1725号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項に基づく公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第17項の規定により告示する。

令和3年11月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 公開による意見の聴取を行う期日 令和3年12月10日(金) 午後7時00分から
- 2 公開による意見の聴取を行う場所 宮原コミュニティセンター 1階 多目的ホール さいたま市北区吉野町二丁目195番1
- 3 公開による意見の聴取を行う理由

建築基準法第48条第7項ただし書に基づく許可にあたり、同条第15項の規定により、許可に 利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行う必要があるため

- 4 許可申請概要
  - (1) 申請者

ファーストオート株式会社 代表取締役社長 高橋 孟男

(2) 申請場所の地名地番 さいたま市北区吉野町一丁目438番9、10、11、12、21

- (3) 用途地域
  - 準住居地域
- (4) 計画の概要

自動車販売店舗、自動車修理工場、事務所

- 5 適用条文
  - (1) 建築基準法第48条第7項ただし書
  - (2) 建築基準法第48条第15項(公開による意見の聴取)

### さいたま市告示第1726号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により令和3年10月28日さいたま市告示第1628号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第14条第2項の規定により公示する。

令和3年11月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札 件名 さいたま市青少年宇宙科学館で使用する電気
- 2 中止とした理由 入札参加申請がなかったため

#### さいたま市告示第1727号

さいたま市の発注する「道路整備工事(一般県道大野島越谷線)」ほか8件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年11月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
  - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
  - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
  - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
  - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

#### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
  - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
  - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
  - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
  - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
  - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
  - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
    - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
    - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
    - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
    - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
    - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
    - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
    - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)
    - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
    - ケー契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
    - コ 手持ち資材の状況 (低入札価格取扱要綱様式第10号)
    - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
    - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
    - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
    - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
    - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
    - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
  - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
  - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がし

た入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要 綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実 態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令 和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

契約整理番号       03-4356-99         入札方法       一般競争入札(電子)         参加形態       単体企業         工事名       道路整備工事(一般県道大野島越谷線)         工事場所       さいたま市岩槻区大字大森地内         履行期間       契約確定の日から令和4年3月31日まで         概要       延長230m 掘削工10 ㎡ 盛土工260 ㎡ 法面整形工830 ㎡ 張芝8 柵設置工207m 防護柵撤去工204m 仮設工一式         予定価格(税込)       事後公表         最低制限価格       設定する	30 ㎡ 防護							
参加形態単体企業工事名道路整備工事(一般県道大野島越谷線)工事場所さいたま市岩槻区大字大森地内履行期間契約確定の日から令和4年3月31日まで概要延長230m 掘削工10 m³ 盛土工260 m³ 法面整形工830 m³ 張芝8概要延長230m 掘削工10 m³ 盛土工260 m³ 法面整形工830 m³ 張芝8一般一般予定価格(税込)事後公表	30 ㎡ 防護							
工事名道路整備工事 (一般県道大野島越谷線)工事場所さいたま市岩槻区大字大森地内履行期間契約確定の日から令和4年3月31日まで概要延長230m 掘削工10 m³ 盛土工260 m³ 法面整形工830 m³ 張芝8柵設置工207m 防護柵撤去工204m 仮設工一式予定価格(税込)事後公表	30 ㎡ 『方護							
工事場所さいたま市岩槻区大字大森地内履行期間契約確定の日から令和4年3月31日まで概要延長230m 掘削工10 m³ 盛土工260 m³ 法面整形工830 m³ 張芝8柵設置工207m 防護柵撤去工204m 仮設工一式予定価格(税込)事後公表								
履行期間 契約確定の日から令和4年3月31日まで 概要 延長230m 掘削工10 m 盛土工260 m 法面整形工830 m 張芝8 柵設置工207m 防護柵撤去工204m 仮設工一式 予定価格(税込) 事後公表	30 m² 防護							
概要 延長 230m 掘削工 10 ㎡ 盛土工 260 ㎡ 法面整形工 830 ㎡ 張芝 8 柵設置工 207m 防護柵撤去工 204m 仮設工一式 予定価格(税込) 事後公表								
構設置工 207m防護柵撤去工 204m仮設工一式予定価格(税込)事後公表	3() m 1) / 1) / 1) / 1) / 1) / 1)							
	柵設置工 207m 防護柵撤去工 204m 仮設工一式							
最低制限価格   設定する	事後公表							
状色的な画巾 (人人) ジ	設定する							
参加申請受付期間	令和3年12月2日(木)午前9時から 令和3年12月6日(月)午後5時まで							
	令和3年12月7日 (火) 午前9時から							
	令和3年12月7日 (大) 午前3時から   令和3年12月8日 (水) 午後5時まで							
	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
	合いたま印価和区市盛り   日本番4万   さいたま印役所   八代宝       令和3年12月9日 (木) 午後2時10分							
力燃水料料在燃 [上工事类 D/II								
	工水工事業 B 核							
資 「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された	本公言日において、〒和3・4年度のさいたま甲規尹八札参加賞恰有名溥(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ							
格   と。								
	<sup>こ。</sup>   さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻							
	区)に、本店を有していること。							
	区)に、本店を有していること。   本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
	本公告日において、貸格者名簿に登載された申請事業所の所任地が上記に示す要							
	件を摘だすこと。   本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完							
	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完     成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って							
-								
	点を下回って							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を	点を下回って							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を る。	点を下回って							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を る。 2 に掲げるもの以 -	点を下回って							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日でる。 2 に掲げるもの以 - 外に提出を要する	点を下回って							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を る。 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	点を下回って							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を る。 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	点を下回って							
おおいないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日をある。         2に掲げるもの以外に提出を要する書類       一         設計 開始期日       電子配布令和3年11月22日(月)から	点を下回って							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を る。 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	点を下回って							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を る。 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 令和3年11月22日(月)から 質問受付期間 令和3年11月22日(月)午前9時から 令和3年12月 1日(水)午後5時まで	点を下回って							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を表。         2に掲げるもの以外に提出を要する書類         閲覧等の方法及び開始期日 令和3年11月22日(月)から開始期日 令和3年11月22日(月)から 令和3年12月 1日(水)午後5時まで質問回答期日 令和3年12月6日(月)	を基準とす							
(いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知目をある。         2に掲げるもの以外に提出を要する書類       一         閲覧等の方法及び開始期日 令和3年11月22日(月)から質問受付期間 令和3年11月22日(月)年前9時から令和3年12月1日(水)午後5時まで質問回答期日 令和3年12月6日(月)         保証金及び支払方法       入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分担	を基準とす							
保証金及び支払方法       いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日をある。         2に掲げるもの以外に提出を要する書類       閲覧等の方法及び開始期日 令和3年11月22日(月)から 同間受付期間 令和3年11月22日(月)年前9時から令和3年12月1日(水)午後5時まで 同間回答期日 令和3年12月6日(月)         保証金及び支払方法       入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分投資金         保証金及び支払方法       入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分投資金	京を下回って を基準とす ム 有							
大の他       いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日をある。         2に掲げるもの以外に提出を要する書類       閲覧等の方法及び開始期日	京を下回って を基準とす ム 有							
大の他       いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知目をある。         2に掲げるもの以外に提出を要する書類       閲覧等の方法及び開始期日       令和3年11月22日(月)から	点を下回って を基準とす な 有 」の対象案							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を る。 2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類  閲覧等の方法及び 開始期日	点を下回って を基準とす な 有 」の対象案							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を る。	点を下回って を基準とす な 有 」の対象案							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を る。  2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類  閲覧等の方法及び 開始期日	点を下回って を基準とす な 有 」の対象案							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日をある。  2 に掲げるもの以外に提出を要する書類 閲覧等の方法及び開始期日 令和3年11月22日(月)から 質問受付期間 令和3年11月22日(月)午前9時から令和3年12月 1日(水)午後5時まで 質問回答期日 令和3年12月6日(月) 保証金及び支払方法 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分投証金	点を下回って を基準とす な 有 」の対象案							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を る。  2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	点を下回って を基準とす な 有 」の対象案							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知目を る。  2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	点を下回って を基準とす な 有 」の対象案							
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日をる。  2 に掲げるもの以	点を下回って を基準とす							

契約	整理番号	0 3 - 4 3 6 5 - 1 0 0							
		一般競争入札(電子)							
	形態	単体企業							
工事		スマイルロード整備工事(R3市道11001号線外)							
	- <u></u> :場所	さいたま市見沼区東大宮1丁目地内							
	期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで							
概要		延長 143.8m 幅員 4.0m~6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝 (300型) 282m 横断暗渠 (300×240) 7m 切回し側溝 (逃げ 600) 1 箇所 角型 集水桝 (□500、深 550) 6 箇所 舗装工 下層路盤 (RC-40) 92 ㎡ 上層路盤 (C-30、RM-40) 92 ㎡ 表層 (透水性 As-13、樹脂・消石灰入、t=5cm) 596 ㎡ (再生密粒度 As-20、t=5cm) 8 ㎡ 付帯工一式							
予定	· (価格 (税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
	申請受付期間	叔たりの   令和3年12月2日(木)午前9時から							
2/4 T HI X 11/9/16		令和3年12月2日(水) 干削り時から   令和3年12月6日(月) 午後5時まで							
入札	書提出期間	令和3年12月7日 (火) 午前9時から 令和3年12月8日 (水) 午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年12月9日(木)午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類								
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
計	開始期日	令和3年11月22日(月)から							
図書	質問受付期間	令和3年11月22日(月)午前9時から							
等等		令和3年12月 1日(水)午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年12月6日(月)							
保証	金及び支払方法	入 札 保   免除   契 約 保   要   前金払   有   部分払   無       証金   証金          部分払   無							
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。							
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

±π ψ⁄¬	敢毋妥口.	0.2.4	2 G E 1	0.1						
	整理番号		365-1							
		一般競争入札(電子) 単体企業								
工事	形態	ママイルロード整備工事(R3市道20066号線)								
	**									
	場所	さいたま市大宮区東町2丁目地内 契約確定の日から令和4年3月11日まで								
	期間						- 44.44	- na - in	N/I - / IF	
概要		概算数量発注方式による発注 延長 315m 幅員 3.5m 舗装工 路面切削工 (平均切削深さ、t=5cm) 1110 ㎡ 切削オーバーレイエ (平均切削深さ、t=7cm、再生粗粒度 As、t=7cm) 1100 ㎡ 表層工 (改質Ⅱ型密粒度 As、t=5cm) 1110 ㎡ 付帯工一式								
予定	価格 (税込)	事後公表								
最低	制限価格	設定する								
参加申請受付期間		令和3年	12月2日	1(木)午	前9時から	)				
		令和3年	12月6日	1(月)午往	後5時まで	3				
入札	書提出期間	令和3年	1 2 月 7 日	1(火)午	前 9 時から					
		令和3年	12月8日	1(水)午往	<u> </u>	3				
開札	の場所及び日時	さいたま	市浦和区常	常盤6丁目	4番4号	さいたまた	市役所 フ	人札室	·	
		令和3年	12月9日	1(木)午往	後2時30	分				
参	名簿登載業種等	舗装工事	業 B級							
加資格		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。								
	所在地区分	さいたま 区) に、 本公告日	本店を有し において、	ているこ。	と。			宮区、見沼区 所在地が上記		
	施工実績等	件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。								
	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	_								
設	閲覧等の方法及び	電子配布								
計	開始期日	令和3年	11月22	日 (月) 7	から					
図	質問受付期間			日 (月) 4		4 Š				
書等		令和3年	12月 1	日(水)	午後5時ま	で				
寺	質問回答期日	令和3年	12月6日	(月)						
保証	金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	無	
その	他	証金   正金   一   一   一   一   一   一   一   一   一								
工事	担当課	さいたま	市建設局北	敷町1丁	<b>务所道路維</b>					
契約	担当課	さいたま	市財政局契	8盤6丁目。 2約管理部 29-11	契約課					

契約	整理番号	0 3 - 4 3 6 5 - 9 7								
	.方法	一般競争入札(電子)								
	形態	単体企業								
工事	7.0 NO.	スマイルロード整備工事(R3市道3562号線)								
	· ·場所	さいたま市岩槻区大字浮谷地内								
	·物別 ·期間	契約確定の日から令和4年3月18日まで								
概要		契約確定の日から令和4年3月18日まで 延長355.4m 幅員1.6m 道路土工一式 舗装工(歩道) 表層(透水性As、t								
<b>似</b> 安	•	=4cm) 557 ㎡ 上層路盤 (RC-40、t=10cm) 557 ㎡ フィルター層 (再生砂、t=10cm) 557 ㎡ 表層 (再生密粒度 As-13、t=5cm) 18 ㎡ 上層路盤 (RC-40、t=25cm) 18 ㎡ 撤去工一式 付帯工一式								
予定	(価格(税込)	事後公表								
最低	制限価格	設定する								
参加	申請受付期間	令和3年12月2日(木)午前9時から								
		令和3年12月6日(月)午後5時まで								
入札書提出期間		令和3年12月7日(火)午前9時から								
		令和3年12月8日 (水) 午後5時まで								
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室								
		令和3年12月9日(木)午後2時40分								
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級								
加資格		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ と。								
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻								
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	区)に、本店を有していること。								
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要								
		件を満たすこと。								
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、 請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ								
		た実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。								
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	_								
設	閲覧等の方法及び	電子配布								
計	開始期日	令和3年11月22日(月)から								
図書等	質問受付期間	令和3年11月22日(月)午前9時から								
<b>書</b> 笙		令和3年12月 1日(水)午後5時まで								
4	質問回答期日	令和3年12月6日(月)								
	7 41 41 7 42 774 7									
保証	金及び支払方法	入札保     免除     契約保     要     前金払     有     部分払     無       証金     証金								
保証その	金及び支払方法									
その	金及び支払方法	証金     証金       本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当す								
その	・金及び支払方法 ・他	証金 証金 証金 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
その	・金及び支払方法 ・他	証金								
その 工事	・金及び支払方法 ・他	証金 証金 証金 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課								
その 工事	金及び支払方法 他 担当課	証金     証金       本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。       さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1       さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課       電話 048-646-3223								

契約	整理番号	03-3289-7								
	方法	一般競争入札 (電子)								
参加形態		一板競爭人化 (电子)   単体企業								
工事名		南与野駅西口土地区画整理事業 区 9 - 7 号線道路築造外工事 (3 - 2)								
工事場所		附与野駅四日工地区画登建事業   区 9 - 7 亏線追路梁這外工事 (3 - 2)								
	期間									
概要		契約確定の日から令和4年3月11日まで 延長127m 道路土工一式 舗装工 透水性舗装工(歩道)40 ㎡ 排水構造物工								
19人女	•	延天 127m								
		街泉秋町官 94m   縁右上   歩車追見界ノロック 78m   公園整備工   公園工工一式   擁壁工   石積工 68.3m   施設整備工   修景施設整備工一式								
予定	· ·価格(税込)	排壁工   右槓工 08.3m   爬放整佣工   修京爬放整佣工一式   事後公表								
	制限価格	争俊公衣   設定する								
_	申請受付期間	6和3年12月2日 (木) 午前9時から								
<i>≫/</i> Лµ	中明又门利间									
ス お	書提出期間	令和3年12月6日(月)午後5時まで   令和3年12月7日(火)午前9時から								
/ \ 1 L	自尼山为间	令和3年12月8日(水)午後5時まで								
盟却	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室								
1711 T	······································	さいたま巾禰和区吊盛り  日4番4号 さいたま巾伎所 入札室   令和3年12月9日(木)午後2時50分								
4	名簿登載業種等	十木工事業   B級								
参 加	1 伊立教术主寸	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名	<b>強(以下</b>							
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者								
資 格		「賃恰有名簿」という。)に、上記に示り業種及び等級で登載された有であること。								
		こ。 さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区 )に、本店を有していること。								
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記	に示す要							
		本公古日において、賃給有名簿に登載された申請事業所の所住地が上記に示 件を満たすこと。								
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した	「丁事完							
	70-2007	本印発性のエイエ争について、本公吉り以前3箇月において、週知した「工事元   成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って								
		る。								
	2に掲げるもの以	_								
	外に提出を要する									
	書類									
設	閲覧等の方法及び	□ 電子配布								
計	開始期日	令和3年11月22日(月)から								
図	質問受付期間	令和3年11月22日(月)午前9時から								
書		令和3年12月 1日(水)午後5時まで								
等	質問回答期日	令和3年12月6日(月)								
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払	無							
		証金								
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」	の対象案							
		件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象コ								
		する。								
工事	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号								
		さいたま市都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所								
		電話 048-840-6154								
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号								
		さいたま市財政局契約管理部契約課								
		電話 048-829-1180								

±n 44									
	整理番号	0 3 - 3 3 8 5 - 6							
入札方法		一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業							
工事名		大宮駅西口第四地区雨水管布設工事(R3-2)							
_	場所	さいたま市大宮区桜木町1丁目地内							
履行	期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで							
概要		延長 管きょ工 開削 (φ450、鉄筋コンクリート管) 11.20m (φ500、鉄筋							
		コンクリート管)38.70m (φ600、鉄筋コンクリート管)32.20m マンホール							
		工 組立1号マンホール1箇所 組立2号マンホール3箇所 付帯工一式							
予定	価格 (税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和3年12月2日(木)午前9時から							
		令和3年12月6日(月)午後5時まで							
入札書提出期間		令和3年12月7日(火)午前9時から							
/ • 1 = E 3/C E 1/9/1HJ		令和3年12月8日(水)午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
DITTE V 2 MINI IX O. H HJ		令和3年12月9日(木)午後3時00分							
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級							
加	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下							
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ							
格		E.							
1	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻							
	/// 12.612/0	区)に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
		件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
		(1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、							
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ							
		た実績があること。							
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「							
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65							
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通							
		日を基準とする。							
	2に掲げるもの以	_							
	外に提出を要する								
	書類								
<del>賞</del> /Li	閲覧等の方法及び	電子配布							
設計	開始期日	令和3年11月22日(月)から							
図	質問受付期間	令和3年11月22日(月)午前9時から							
図書等	20142214777114	令和3年12月 1日(水)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和3年12月6日(月)							
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   無							
МАНТ		証金 証金							
その	<b>他</b>	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当す							
	le.	本工事は、死物に経入の市組載物の城中のブラ、水粉を配のる内家工事に成当する。 る。							
丁重	担当課	さいたま市大宮区錦町682番地2							
エチ	15 = 1 hV								
		さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所							
却幼	扣 4 譝								
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
		さいたま市財政局契約管理部契約課							
<u> </u>		電話 048-829-1180							

契約	整理番号	0 3 - 4 4 6 5 - 3 4							
	<u> </u>	一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業							
工事名		スマイルロード整備工事 (R3市道第427号線)							
工事場所		スマイルロート登開工事(K3川道第4275線)   さいたま市中央区下落合7丁目地内							
	期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長 128.4m 幅員 5.7~7.2m 舗装工 路面切削							
网女		(切削深さ t=5 cm) 14 m 切削オーバーレイ (切削深さ t=12 cm) 744 m 基層 744 m 表層 758 m 付帯エー式 交通管理エー式							
予定	価格 (税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
	申請受付期間	令和3年12月2日(木)午前9時から							
沙川 <b>中</b> 明又门朔則		令和3年12月6日(月)午後5時まで							
入札	書提出期間	令和3年12月7日(火)午前9時から							
		令和3年12月7日 (火) 午前3時から   令和3年12月8日 (水) 午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
		令和3年12月9日(木)午後3時10分							
参	名簿登載業種等	舗装工事業 C級							
加	, , , , , , , , ,	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以て	下						
資格		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者である。							
格		「負情有力得」という。)に、上記にかり未僅及び予放く立戦とないに有くめること。							
	所在地区分	こ。   さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区							
		)に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す							
		本ム日はにおいて、 賃借有名為に豆取られた中間事業別の別在地が工品にがする 件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
		(1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、							
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成され	せ						
		た実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「							
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が6							
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知							
		日を基準とする。							
	2に掲げるもの以	_							
	外に提出を要する								
	書類								
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
設計	開始期日	令和3年11月22日(月)から							
図	質問受付期間	令和3年11月22日(月)午前9時から							
書等		令和3年12月 1日(水)午後5時まで							
-11	質問回答期日	令和3年12月6日(月)							
保証	金及び支払方法	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
		証金							
その	他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当で	す						
		る。							
工事	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号							
		さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課							
		電話 048-840-6224							
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
ノマかり	1 H/V	さいたま市浦和区常盛り」自4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							
		Ham   0 1 0 0 2 0 1 1 0 0							

契約	)整理番号	0 3 - 4 4	187-4	. 9						
		一般競争入札 (電子)								
参加形態		単体企業								
工事名		南部第3处理分区下水道工事(南建-R3-1003)								
		おいたま市緑区大字下山口新田地内外								
	· 期間	契約確定の日から令和4年10月14日まで								
概要		実形権足の日がら市和4年10月14日まじ    延長 675.25m   開削 (管径 200 mm、硬質塩ビ管) 486.00m   低耐荷力管推進 (管								
		延天 675. 25m   開前(管径 200 mm、娛貨塩と管) 486. 00m   仏崎何万管推進(管   径 200 mm、塩ビ管)189. 25m   マンホールエ   小型コンクリートマンホール 1 箇								
		任 200								
		ル3箇所 現場打ち1号マンホール1箇所 現場打ち2号マンホール3箇所 立								
		坑兼用マンホール (内径 900 mm) 1 箇所 立坑工一式 取付管 23 箇所 付帯工								
		一式								
予定	(	事後公表								
	制限価格	設定する								
	申請受付期間		2月 9	日 (木) 4	午前9時か	, <b>5</b>				
		令和3年12月 9日(木)午前9時から   令和3年12月13日(月)午後5時まで								
入札	.書提出期間	令和3年12月14日(火)午前9時から								
		令和3年1	2月15	目(水)	午後5時ま	で				
開札	の場所及び日時	さいたま市	7浦和区常	盤6丁目・	4番4号	さいたまī	市役所 入	札室		
		令和3年1	2月16	日 (木) 4	午後1時3	0分				
参	名簿登載業種等	土木工事業 S級								
加		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下								
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ								
格		٤.								
	所在地区分	さいたま市	5内に、本	店を有して	ていること	٥				
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要								
			件を満たすこと。							
	施工実績等							. 通知した		
			成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って							
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす								
		る。								
	2に掲げるもの以	_								
	外に提出を要する									
	書類									
設	閲覧等の方法及び									
計	開始期日	令和3年11月22日(月)から								
図書	質問受付期間	令和3年11月22日(月)午前9時から								
等	55 00 65 40	令和3年12月 8日(水)午後5時まで 令和3年12月13日(月)								
/□ ==	質問回答期日					A4 A 14		±n /\ [.]		
保祉	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有	
7 0	. Isla	証金	F & 1 & 2.	証金	0.0 7.5		<u> </u>	(DO) + #	\ \dagger \dag	
その	1世		13172	ま巾週休	2日スアッ	ファッフョ	八仃丄争	(R2) ] O	)对象条件	
		である。								
上爭	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号								
		さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課								
±π «/-	. +a \/ ≥m	電話 048-840-6262								
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号								
		さいたま市財政局契約管理部契約課								
		電話 048-829-1180								

契約	]整理番号	0 3 - 4 4 8 7 - 5 0							
		一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業							
工事名		南部第10処理分区下水道工事(南建-R3-1002)							
工事場所		おいたま市浦和区岸町7丁目地内							
	· 期間	契約確定の日から令和4年5月20日まで							
概要		延長 141.35m 管きょ工 推進(管径 800 mm、鉄筋コンクリート管) 9.00m 開							
<b>姚女</b>		延長 141.35m							
予定	(価格(税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	1申請受付期間	令和3年12月 9日(木)午前9時から							
		令和3年12月13日(月)午後5時まで							
入札書提出期間		令和3年12月14日(火)午前9時から							
		令和3年12月15日(水)午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
		令和3年12月16日(木)午後1時40分							
参	名簿登載業種等	土木工事業 A級							
加資格		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、見沼区又は岩槻区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
	施工実績等	件を満たすこと。   本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類								
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
計	開始期日	令和3年11月22日(月)から							
図	質問受付期間	令和3年11月22日(月)午前9時から							
書等		令和3年12月 8日(水)午後5時まで							
-11	質問回答期日	令和3年12月13日(月)							
保証	金及び支払方法	入札保     免除     契約保     要     前金払     有     部分払       証金     証金	有						
その他		本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。							
工事	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号							
		さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課							
		電話 048-840-6263							
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
		さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							

#### さいたま市告示第1728号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事(R3市道イワ248号線)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年11月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
  - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
  - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
  - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
  - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

#### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇 月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認 できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工 事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)含む。)
  - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

#### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者の

- うち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
  - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
  - イ 一つの対象工事の落札候補者 (ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。
    - )がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして 取扱う。
  - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としない。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成 24年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定 )の定めるところによる。

## 別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在地区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

対象工事	ア スマイルロード整備工事 (R3市道イワ248号線)
	イー藤橋補修工事
	ウ スマイルロード整備工事(R3市道12469号線)
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。
	・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

契約	整理番号	0 3 - 4 3 6 5 - 9 6					
	方法	一般競争入札 (電子)					
	形態	単体企業					
工事		スマイルロード整備工事(R3市道イワ248号線)					
	場所	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎地内					
	期間	契約確定の日から令和4年3月31日まで					
概要		延長 339.6m 幅員 6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝 (深 300					
(M)女		26					
予定	価格 (税込)	事後公表					
最低	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和3年12月2日 (木) 午前9時から 令和3年12月6日 (月) 午後5時まで					
ス お	書提出期間	令和3年12月7日 (火) 午前9時から					
/ \ /   L		令和3年12月8日 (水) 午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室					
		令和3年12月9日(木)午後1時40分					
参	名簿登載業種等	土木工事業 A級					
加資格		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下 「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ と。					
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は浦和区に、本店を					
		有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要					
		件を満たすこと。					
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完					
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って					
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす					
		る。					
	2に掲げるもの以	_					
	外に提出を要する						
	書類						
設	閲覧等の方法及び	電子配布					
計	開始期日	令和3年11月22日(月)から					
図	質問受付期間	令和3年11月22日(月)午前9時から					
書等		令和3年12月 1日(水)午後5時まで					
寺	質問回答期日	令和3年12月6日(月)					
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有					
		証金 証金					
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案					
		件である。					
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。					
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1					
7º		さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課					
		電話 048-646-3223					
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
ラベルリ	1→ → H\/V	さいたま市州政局契約管理部契約課					
		電話 048-829-1180					

契約	整理番号	03-4356-98					
	.方法						
	形態	単体企業					
工事		藤橋補修工事					
	·場所	さいたま市西区大字植田谷本地内					
	期間	契約確定の日から令和4年3月24日まで					
概要		伸縮継手工一式 舗装工 (車道部) 384 m² (歩道部) 240 m² 橋面防水工一					
1945 文		式 ひび割れ補修工一式 断面修復工一式 歩道部改良工一式					
予定	(	37,378,000円					
	制限価格	設定する					
	申請受付期間	令和3年12月2日(木)午前9時から					
> 74H		令和3年12月6日(月)午後5時まで					
入村		令和3年12月7日(火)午前9時から					
, ,,,	. E 1/C E /// 11/1	令和3年12月8日(水)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室					
		令和3年12月9日(木)午後1時50分					
参	名簿登載業種等	土木工事業 A級					
加	,	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下					
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であるこ					
格		٤.					
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、南区又は緑区に、本店を有し					
		ていること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要					
		件を満たすこと。					
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完					
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って					
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす					
		る。					
	2に掲げるもの以	_					
	外に提出を要する						
	書類						
設	閲覧等の方法及び	電子配布					
計	開始期日	令和3年11月22日(月)から					
図書	質問受付期間	令和3年11月22日(月)午前9時から					
等等		令和3年12月 1日(水)午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年12月6日(月)					
保証	金及び支払方法	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
		証金 証金					
その	他	本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア					
		の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場					
		合がある。					
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1					
		さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課					
±n.6/	Let VI Sm	電話 048-646-3205					
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
		さいたま市財政局契約管理部契約課					
		電話					

契約	整理番号	03-4365-99					
	五年日 <b>7</b> 方法	一般競争入札(電子)					
	形態	単体企業					
工事		スマイルロード整備工事 (R 3 市道 1 2 4 6 9 号線)					
工事		さいたま市北区見沼2丁目地内外					
履行		契約確定の日から令和4年3月31日まで					
概要		延長 260.0m 幅員 6.5m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝 (300型) 467m 横断暗渠 (300×240) 40m 角形集水桝 (□500) 13 箇所 塩ビ管 (VU管、φ250) 2m 舗装工 下層路盤 (RC-40) 167 ㎡ 上層路盤 (RM-40) 167 ㎡ 不陸整正 (RM-40、平均 t=4cm) 1360 ㎡ 表層 (再生密粒度 As、t=5cm) 1360					
3.完	価格 (税込)	㎡ 付帯工一式   事後公表					
	制限価格	設定する					
	申請受付期間	令和3年12月2日(木)午前9時から					
<b>沙川</b>	中胡文刊期间	令和3年12月2日(水) 十前9時から					
7 +1	書提出期間	令和3年12月7日(火)午前9時から					
八化	音矩山别间	令和3年12月7日(火) 午前9時から					
胆却	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室					
개  个し	<i>▽▽勿川八</i> ひ 日 时	令和3年12月9日(木)午後2時00分					
	名簿登載業種等	十十十二年業 A級					
参加資格	<b>石</b> 伊 <b>兄 収</b> 未 俚 守	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であると。					
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は緑区に、本店を有	し				
		ていること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要					
		件を満たすこと。					
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの以	_					
	外に提出を要する						
	書類						
設	閲覧等の方法及び	電子配布					
計	開始期日	令和3年11月22日 (月) から					
図	質問受付期間	令和3年11月22日(月)午前9時から					
書等		令和3年12月 1日(水)午後5時まで					
寺	質問回答期日	令和3年12月6日(月)					
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有					
		証金					
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象	案				
		件である。					
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該	当				
		する。					
			事				
		する。					
		する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工					
工事	担当課	する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工 アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止す					
	担当課	する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工 アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止す 場合がある。					
工事	担当課	する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工 アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止す 場合がある。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1					
	担当課担当課	する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工 アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止す 場合がある。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課					
		する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工 アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止す 場合がある。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223					

#### さいたま市告示第1729号

さいたま市の発注する「下水道事業地質調査業務(北建-R3-352)」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年11月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設 省告示第717号。以下「登録規程」という。)の登録部門を定めている場合は、本公告日に おいて、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。
  - ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団 排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - オ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - カ 管理技術者及び照査技術者 (照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。
    - )を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。
  - キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- 2 入札参加資格の確認
  - (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
  - (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
  - (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出しなければならない。
    - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
    - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録 規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
    - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
    - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」の業務カルテ(業務概要の記載されているもの)の写し
    - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
  - (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
    - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13 年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
    - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
    - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務 ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、最低制限価格取扱 要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

-t ( ( )	±1						
	整理番号	0 3 - 4 3 8 7 - 4 8					
入札		一般競争入札(電子)					
参加		単体企業					
業務	名	下水道事業地質調査業務(北建-R3-352)					
業務	場所	さいたま市西区大字宝来地内					
履行	期間	契約確定の日から令和4年3月18日まで					
概要		土壤調査 13 箇所 試験延長 69.4m 土壤環境調査試験 42 検体					
予定	価格(税込)	11,616,000円					
最低	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和3年12月2日(木)午前9時から					
		令和3年12月6日(月)午後5時まで					
入札	書提出期間	令和3年12月7日(火)午前9時から					
,		令和3年12月8日(水)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室					
		令和3年12月9日(木)午後1時30分					
参	名簿登載業務	地質調査					
加	77.74	本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下					
資		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。					
格	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を					
		満たすこと。					
İ	登録部門	_					
İ	業務実績等	本公告日において、地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第					
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	718号)に基づく地質調査業者の登録を受けていること。					
f	2に掲げるもの以	業務実績等に規定する、地質調査業者登録を証明する書類の写し					
	外に提出を要する	業務夫棋寺に規止する、地負調宜業有登録を証明する書類の与し 					
	書類						
	 閲覧等の方法及び	電子配布					
設 計	開始期日	令和3年11月22日(月)から					
図	質問受付期間	令和3年11月22日(月) 午前9時から					
書	貝미又口別印	令和3年12月 1日(水)午後5時まで					
等	質問回答期日	令和3年12月6日(月)					
<b>∤</b> ₽. 意定	金及び支払方法	入札 保   免除   契約 保   免除   前金払   有					
小皿	並及0.又知力位	江金   正金   正金   日並石   日					
その	Uti	武玉     『『玉                   設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該					
. ( 0)	le.	資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提					
		関格を有していることを確認 Ca a音級の子しを真格番狙音級旋山時に所述て旋 出すること。					
<b>坐</b>	担当課	おいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1					
**177	15 3 kV	さいたま市大宮区占販町1」日124番地1   さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課					
		電話 048-646-3262					
<b></b>	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
→ w1	1= -1 fW	さいたま市財政局契約管理部契約課					
		電話 048-829-1180					

## さいたま市告示第1730号

令和3年11月14日に実施予定であった、さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第35条第5項の規定により公告する。

令和3年11月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 宅地所有者が選挙する委員の当選人

次のとおり

J(1) C 40 J	
氏名	住所
学校法人 愛仕学園	さいたま市中央区大字下落合1030番地
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略英	(省略)

2 借地権者が選挙する委員の当選人

次のとおり

氏名	住所
(省略)	(省略)

- 3 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所
- (2) 電話 048 (840) 6153

## さいたま市告示第1731号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 道路の種類 県道

・ 追応の権規 ポ追			1	1
路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
	さいたま市西区大字飯田新田字吉原 224番1地先	前	11. 07	12. 77
さいたまふじみ野所沢線	さいたま市西区大字飯田新田字吉原 224番1地先	133	11.09	12. 11
さいたまかしか野別の豚	さいたま市西区大字飯田新田字吉原 224番1地先		14. 66	
	  さいたま市西区大字飯田新田字吉原 224 番 1 地先	後	~ 14. 68	12. 77
	さいたま市西区大字指扇領辻字根岸 189番 1 地先		6. 75	
	さいたま市西区大字峰岸字南1番1地先	前	~ 10.64	43. 79
さいたま鴻巣線	さいたま市西区大字指扇領辻字根岸 189番1地先		10.03	
	    さいたま市西区大字峰岸字南1番1地先	後	~ 12. 36	43. 79
	さいたま市見沼区片柳東 17 地先		9. 55	
	    さいたま市見沼区片柳東 13 番 1 地先	前	~ 12. 78	14. 35
新方須賀さいたま線	さいたま市見沼区片柳東 17 地先		23. 83	
		後	$\sim$ 27.03	14. 35
-	さいたま市見沼区片柳東 13番1地先 さいたま市岩槻区大字新方須賀字居附 558番 10地先		11. 74	
		前	~	31. 98
大 野 島 越 谷 線	さいたま市岩槻区大字新方須賀字居附 1076 番 1 地先		14. 98	
	さいたま市岩槻区大字新方須賀字居附 558 番 10 地先	後	14. 92 ~	31. 98
	さいたま市岩槻区大字新方須賀字居附 1076 番 1 地先		15. 43	

# さいたま市告示一覧(令和3年11月16日から同月30日まで)

# 2 道路の種類 市道

路	線	名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
			さいたま市西区三橋六丁目 1184 番 1 地先	前	12. 01 ~	29. 25
0.1	7 1 4 4	ψĠ	さいたま市西区三橋六丁目 1181 番 16 地先		12.03	
3 1	3 1 7 1 4 号線	邴	さいたま市西区三橋六丁目 1184 番 1 地先		12.02	
				後	$\sim$	29. 25
			さいたま市西区三橋六丁目 1181 番 16 地先		32. 73	

## さいたま市告示第1732号

道路の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日		
	さいたま市西区三橋六丁目 1184 番 1 地先			
3 1 7 1 4 号線		令和3年11月23日		
	さいたま市西区三橋六丁目 1181 番 16 地先			

## さいたま市告示第1733号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年11月22日

道路の種類	路線名	区間	指定の部 分
<b>三</b> 米	一般国道122	さいたま市岩槻区加倉四丁目 1695 番 3 地先から	
国道		さいたま市岩槻区加倉四丁目 1463 番 5 地先まで	上下線

#### さいたま市告示第1734号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年11月22日

- 1 送達をする書類
  - 市県民税(普通徴収) 督促状
  - · 固定資産税·都市計画税 督促状
  - 軽自動車税 督促状
  - 国民健康保険税(普通徴収) 督促状
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称 別紙のとおり (別紙省略)
- 3 その他
- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
  - (2) 電話 048 (646) 3039

#### さいたま市告示第1735号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年11月22日

- 1 送達をする書類
  - 市県民税 督促状
  - ・固定資産税・都市計画税 督促状
  - 国民健康保険税 督促状
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称 別紙のとおり(別紙省略)
- 3 その他
  - (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
  - (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
  - (2) 電話 048(829)1732~1734

### さいたま市告示第1736号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年11月22日

- 1 送達をする書類
  - 交付要求通知書
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称 別紙のとおり(別紙省略)
- 3 その他
  - (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
  - (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048 (829) 1735

#### さいたま市告示第1737号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項に基づく公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第17項の規定により告示する。

令和3年11月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 公開による意見の聴取を行う期日 令和3年12月13日(月) 午後7時00分から
- 2 公開による意見の聴取を行う場所 高鼻コミュニティセンター 2階 第5会議室 さいたま市大宮区高鼻町2-292-1
- 3 公開による意見の聴取を行う理由

建築基準法第48条第1項ただし書に基づく許可にあたり、同条第15項の規定により、許可に 利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行う必要があるため

- 4 許可申請概要
  - (1) 申請者

- (2) 申請場所の地名地番 さいたま市大宮区高鼻町二丁目131番4の一部
- (3) 用途地域 第一種低層住居専用地域
- (4) 計画の概要 公衆便所
- 5 適用条文
  - (1) 建築基準法第48条第1項ただし書
  - (2) 建築基準法第48条第15項(公開による意見の聴取)

#### さいたま市告示第1738号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年11月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

# 1 申請者

- (1) 住所 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
- (2) 氏名 グランディハウス株式会社 代表取締役 林 裕朗
- 2 位置指定道路の概要
  - (1) 道路の位置 さいたま市緑区原山四丁目242番1
  - (2) 指定の年月日 令和3年11月22日
  - (3) 指定の番号 第南21-025号
  - (4) 道路の幅員 4.00m
  - (5) 道路の延長 28.99m

## さいたま市告示第1739号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年11月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

# 1 申請者

- (1) 住所 東京都武蔵野市境二丁目2番2号
- (2) 氏名 株式会社飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎
- 2 位置指定道路の概要
  - (1) 道路の位置 さいたま市浦和区領家一丁目1406番1
  - (2) 指定の年月日 令和3年11月24日
  - (3) 指定の番号 第南21-026号
  - (4) 道路の幅員 4.00m
  - (5) 道路の延長 14.92m

## さいたま市告示第1740号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月24日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市西区大字宝来字町田598番4、599番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和2年8月21日 第開-N2020059号
- 4 検査済証番号 令和3年11月22日 第完-N2020059号

## さいたま市告示第1741号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月24日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市見沼区宮ヶ谷塔三丁目119番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕
- 3 許可番号 令和3年9月10日 第開-N2021093号
- 4 検査済証番号 令和3年11月22日 第完-N2021093号

## さいたま市告示第1742号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月24日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字笹久保新田字中谷469番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年6月21日 第開-N2021022号
- 4 検査済証番号 令和3年11月22日 第完-N2021022号

#### さいたま市告示第1743号

令和3年度に実施する指扇駅周辺用地公募貸付事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年11月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 応募に付する事項
  - (1) 件名

指扇駅周辺用地公募貸付事業

(2) 貸付場所

ア さいたま市西区大字宝来字堤林2196番12

イ さいたま市西区大字宝来字堤林2196番14

(3) 概要

市有地の有効活用を図るため、一般競争入札により事業者を選定し、貸付けを行う。

(4) 貸付期間

令和4年4月1日から5年間

2 申込みの資格

申込みをすることができる事業者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 個人においては、さいたま市内に住民票があること。法人においては、埼玉県内に本店、支店又は事務所等を有すること。
- (2) 所定の「誓約書」をもって、誠実に入札に参加できる個人又は法人であること。
- (3) 募集要領、物件調書、契約書に定める事項を了承した上で、誠実に履行できる個人又は法人であること。
- 3 募集要領の配布

本事業に申込みを希望する者に対し、募集要領を配布するものとする。

(1) 配布場所

ア さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課担当 資産マネジメント係 電話 048(829)1190

イ さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p084527.html

(2) 配布期間

令和3年11月30日(火)から令和4年1月24日(月)まで(さいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。 )を除く午前9時から午後5時まで)

- 4 申込方法等
  - (1) 提出書類

募集要領に定める書類(各1部)

(2) 受付期間

令和4年1月17日(月)から令和4年1月24日(月)まで(休日を除く午前9時から午後5時まで)

- (3) 受付場所 3(1)アに同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は受付期間内必着とする。)
- 5 入札等
  - (1) 入札日時 令和4年1月31日(月) 午後2時00分
  - (2) 入札場所 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市役所西会議棟 1 階第 2 入札室
  - (3) 契約期限 令和4年2月7日(月)
- 6 その他 詳細は募集要領による。

## さいたま市告示第1744号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年11月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

# 1 申請者

- (1) 住所 東京都武蔵野市境二丁目2番2号
- (2) 氏名 株式会社 飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎
- 2 位置指定道路の概要
  - (1) 道路の位置 さいたま市北区日進町二丁目1760番1
  - (2) 指定の年月日 令和3年11月24日
  - (3) 指定の番号 第北21-017号
  - (4) 道路の幅員 6.00m、4.00m
  - (5) 道路の延長 39.75 m

## さいたま市告示第1745号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月25日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市見沼区大字御蔵字神明脇378番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年5月20日 第開-N2021015号
- 4 検査済証番号 令和3年11月24日 第完-N2021015号

## さいたま市告示第1746号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月25日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市桜区大字五関字高畑213番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年3月19日 第 開 - S 2 0 2 0 0 9 0 号
- 4 検査済証番号 令和3年11月24日 第 完 - S 2 0 2 0 0 9 0 号

## さいたま市告示第1747号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月25日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字飯塚字本田1181番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和 3年 6月16日 第開-N2021028号
- 4 検査済証番号 令和 3年11月24日 第完-N2021028号

## さいたま市告示第1748号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する 条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年11月30日までに 返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年11月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
1 1月 2 0 日	猫	南区大谷口	雑種	オス	白	6~12 ヵ月	無	
1 1月 2 4日	猫	北区宮原町	雑種	メス	茶白	2~3ヶ月	無	負傷動物

#### 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

## さいたま市告示第1750号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり(別紙省略)公告します。

令和3年11月25日

## さいたま市告示第1751号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月26日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字表慈恩寺字西1346番、1349番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年10月29日 第変-N2020102号
- 4 検査済証番号 令和3年11月25日 第完-N2020102号

## さいたま市告示第1752号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月26日

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市桜区大字五関字古貝戸121番1、121番4、121番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年5月21日 第 開 - S 2 0 2 1 0 0 3 号
- 4 検査済証番号 令和3年11月25日 第 完 - S 2 0 2 1 0 0 3 号

#### さいたま市告示第1753号

さいたま市青少年宇宙科学館で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方 自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき 公告する。

令和3年11月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量

さいたま市青少年宇宙科学館で使用する電気 452,500キロワット時

(2) 需要場所

さいたま市浦和区駒場2-3-45

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 需給期間

令和4年2月1日から令和5年1月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等) (以下「名簿」という。)に種目「その他」内の営業種目「電気」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)施行後の電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であること。
- (5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇

宙科学館

担当 管理係 電話 048(881)1515

イ さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p067923.html

(2) 交付期間

告示の日から令和3年12月7日(火)まで(3(1)アにおいては、さいたま市青少年宇宙科学館条例(平成13年さいたま市条例第125号)第4条に規定する休館日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年12月7日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-0051 さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和3年12月9日(木)午前10時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 初度入札に限り、郵送(一般書留又は簡易書留)による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和3年12月20日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月21日(火)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市青少年宇宙科学館3階多目的教室1

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区駒場 2-3-45 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学 館

電話 048 (881) 1515 FAX 048 (882) 9702

#### 8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定 に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

- 9 その他
  - (1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(2) 詳細は、入札説明書による。

#### さいたま市告示第1754号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和3年11月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 指定した施設・事業所
  - (1) ヘルパーステーション ももよの丘
    - ア 事業所住所 埼玉県児玉郡美里町大字白石2323番地1
    - イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
    - ウ 申請者 社会福祉法人希望の里
    - 工 申請者住所 埼玉県児玉郡美里町大字白石2323番地1
    - 才 代表者 理事長 田川 徹
    - カ 指定番号 1174200871
    - キ 指定年月日 令和3年9月30日
- 2 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
  - (2) 電話 048 (829) 1265

#### さいたま市告示第1755号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年11月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 申請者

- (1) 住所 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
- (2) 氏名 株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池 信三
- 2 位置指定道路の概要
  - (1) 道路の位置 さいたま市中央区本町東五丁目714番2
  - (2) 指定の年月日 令和3年11月26日
  - (3) 指定の番号 第南21-027号
  - (4) 道路の幅員 4.00m
  - (5) 道路の延長 27.60m

#### さいたま市告示第1756号

さいたま市自転車等放置防止条例(平成13年さいたま市条例第205号)第10条第1項により 自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり 告示する。

令和3年11月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年11月19日

- 3 保管場所及び放置箇所
  - (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、 指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心 駅(東口)周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都 心駅(西口)周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 59台

- 6 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
  - (2) 電話 048 (652) 8812

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/15	南浦和駅東口	埼玉県警15-5379681	A15AA68972		
2021/11/15	南浦和駅東口	埼玉県警20-205458743	V200919116		
2021/11/15	南浦和駅東口	埼玉県警21-214188910	A16AG11241		
2021/11/15	南浦和駅西口	埼玉県警20-205095543	SNU103468		
2021/11/15	西浦和駅	埼玉県警19-191424263	S9WA01287		
2021/11/16	南浦和駅東口	不明	FJA0J82911		
2021/11/16	南浦和駅東口	埼玉県警15-5517060	SPI108827		
2021/11/16	南浦和駅東口	不明	G170515555		
2021/11/16	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8306784	MD17111895		
2021/11/16	西浦和駅	埼玉県警18-8495244	SSH034828		
2021/11/19	南浦和駅東口	埼玉県警12-2570776	B2G69673		
2021/11/19	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8211708	SSC019776		

2021/11/22 1/4 ページ

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/15	大宮駅東口	埼玉県警19-195099340	S0C204218		
2021/11/15	大宮駅東口	埼玉県警11-1111287	V101010103		
2021/11/15	宮原駅東口	多摩27-0238314	GC8I16923		
2021/11/15	東大宮駅東口	大森F-49545	G131107421		
2021/11/15	東大宮駅東口	不明	AC14C03864		
2021/11/15	東大宮駅西口	埼玉県警11-1482138	T61YF171		
2021/11/15	東大宮駅西口	埼玉県警19-191741307	A19AB09698		
2021/11/15	大和田駅	不明	C83R9510		
2021/11/15	鉄道博物館駅	埼玉県警18-8185729	T36AF261		
2021/11/16	大宮駅東口	伊勢原45-0057841	STHD01401A		
2021/11/16	大宮駅東口	埼玉県警18-8124841	XY171207263		
2021/11/16	大宮駅西口	埼玉県警11-1581411	B1X00662		
2021/11/16	東大宮駅西口	埼玉県警18-8273952	V180412169		
2021/11/18	大宮駅東口	埼玉県警21-213715798	STTJF17592		
2021/11/18	大宮駅西口	埼玉県警19-191934849	STC057007		
2021/11/18	大宮駅西口	埼玉県警18-8404976	S8G44165		
2021/11/18	大宮駅西口	不明	JJ13H06810		
2021/11/18	大宮駅西口	不明	P191200959		
2021/11/18	大宮駅西口	埼玉県警19-190044840	F181078423		
2021/11/19	大宮駅西口	埼玉県警17-7176606	U158U26680		
2021/11/19	大宮駅西口	埼玉県警21-212600520	A21AE22504		
2021/11/19	大宮駅西口	新宿E-90879	V180901910		
2021/11/19	大宮駅西口	埼玉県警16-6403978	FS6B02087		
2021/11/19	指扇駅	埼玉県警21-213592351	LZ0J06324		
2021/11/19	大和田駅	埼玉県警05-5455087	5H016808		

2021/11/22 2/4 ページ

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/15	浦和駅西口	埼玉県警17-7154105	B7A70163		
2021/11/15	北浦和駅東口	埼玉県警16-6206614	ICRP15L1108		
2021/11/15	与野駅東口	埼玉県警09-9119319	LA81150		
2021/11/15	与野駅東口	埼玉県警20-201701228	SC97481		
2021/11/15	中浦和駅	埼玉県警11-1597488	JK11G02528		
2021/11/15	新都心駅西口	不明	A17AE15176		
2021/11/16	北浦和駅西口	埼玉県警19-190198189	SQWB00318		
2021/11/16	北浦和駅西口	埼玉県警18-8017591	B5C52521		
2021/11/16	与野駅東口	埼玉県警21-210187715	VF20I01436		
2021/11/16	与野本町駅	埼玉県警08-8325307	SIA69770		
2021/11/18	浦和駅東口	埼玉県警14-4412110	S08020247		
2021/11/18	北浦和駅東口	埼玉県警11-1001459	TF0J92323		
2021/11/18	北浦和駅東口	埼玉県警06-6062310	B6A11855		
2021/11/18	中浦和駅	埼玉県警20-204725438	V200340946		
2021/11/18	北与野駅	埼玉県警18-8124909	19ABG714		
2021/11/18	与野本町駅	埼玉県警16-6525980	S0J015820		
2021/11/19	浦和駅東口	埼玉県警20-200149483	A18AL29722		
2021/11/19	浦和駅西口	埼玉県警16-6381497	B5J57221		
2021/11/19	浦和駅西口	埼玉県警18-8373641	SSG304147		
2021/11/19	北浦和駅東口	埼玉県警20-204972028	F20808955		

2021/11/22 3/4 ページ

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/11/19	岩槻駅	不明	В9Н16151		
2021/11/19	岩槻駅	埼玉県警14-4052406	SNJ535211		

合計: 59台

2021/11/22 4/4 ページ

#### さいたま市告示第1757号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年11月29日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 申請者

- (1) 住所 東京都武蔵野市境二丁目2番2号
- (2) 氏名 株式会社 飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎
- 2 位置指定道路の概要
  - (1) 道路の位置 さいたま市西区三橋五丁目2137番12
  - (2) 指定の年月日 令和3年11月29日
  - (3) 指定の番号 第北21-018号
  - (4) 道路の幅員 4.00m
  - (5) 道路の延長 26.41 m

#### さいたま市告示第1758号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月29日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字東新井字本村334番2、335番2、336番1、336番3、337番、 さいたま市見沼区大字御蔵字陣屋120番2、120番6、120番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)

3 許可番号

令和3年11月12日 第変-N2021058号

4 検査済証番号

令和3年11月26日 第完-N2021058号

### さいたま市告示第1759号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年11月29日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市西区大字西遊馬字上サ 1578 番 3、1585 番 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年7月21日 第開-N2021045号
- 4 検査済証番号 令和3年11月26日 第完-N2021045号

#### さいたま市告示第1760号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項に基づく公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第17項の規定により告示する。

令和3年11月29日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 公開による意見の聴取を行う期日 令和3年12月20日(月) 午後7時00分から
- 2 公開による意見の聴取を行う場所丸ケ崎町自治会館 2階 集会室さいたま市見沼区丸ケ崎町27-10、27-11
- 3 公開による意見の聴取を行う理由

建築基準法第48条第7項ただし書に基づく許可にあたり、同条第15項の規定により、許可に 利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行う必要があるため

- 4 許可申請概要
  - (1) 申請者

トヨタモビリティパーツ株式会社 代表取締役社長 榊原 弘隆

- (2) 申請場所の地名地番 さいたま市見沼区丸ケ崎字西通 1203他17筆
- (3) 用途地域 準住居地域
- (4) 計画の概要

建物用途の変更(倉庫の一部を自動車修理工場の作業場に用途変更)

- 5 適用条文
  - (1) 建築基準法第48条第7項ただし書
  - (2) 建築基準法第48条第15項(公開による意見の聴取)

### さいたま市告示第1761号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。)第 14 条第 4 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 指定医療機関

名称 (氏名)	所 在 地	開設者名	指定年月日
医療法人仁学会 里村クリニック	さいたま市南区大谷口5320-1	医療法人仁学会	R03. 10. 14
医療法人福岡会 福岡整形外科	さいたま市南区別所 4 - 7 - 1 6	医療法人福岡会	R03. 10. 01
児玉クリニック	さいたま市大宮区仲町 2 - 2 3 - 3 大宮仲町センタービル 1 階	児玉 智博	R03. 11. 01
医療法人社団桜友会 すこやかファミリークリニック	さいたま市桜区田島 5 — 2 5 — 3 シティルミエール西浦和 1 階	医療法人社団桜友会	R03. 09. 01
ニコおとなこども歯科	さいたま市南区南浦和2-37-2	医療法人社団nico	R03.11.01
アポス調剤薬局	さいたま市浦和区岸町7-1-29 1F	有限会社 アポテーカ	R03. 10. 01

### さいたま市告示第1762号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人

# 指定医療機関

名	称	変更	手	項	変	更	前	変	更	後	変更年月日
ひばり薬局	東浦和店	所在	E地変	E	さいたま市南	区大谷口 5	3 2 0 - 1	さいたま市	南区大谷口 5	3 2 0 - 4	R03. 10. 01

### さいたま市告示第1763号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人

# 指定医療機関

名	称	所	在	地	廃止年月日
里村クリニック		さいたま市緑区の	中尾 2 2 0 0 - 2		R03. 10. 13
竹並クリニック		さいたま市大宮[ 2 F	区桜木町1-26	6 — 1 2	R03. 03. 01
さとむら内科クリニック		さいたま市浦和[ 金子ビル 2 F	区神明 2 1 3	- 1 3	R03. 10. 31
すこやかファミリークリニ	-ッ <i>ク</i>	さいたま市桜区[	田島 5 - 2 5 - 3 ル西浦和 1 階		R03. 08. 31
アポス調剤薬局		さいたま市浦和[	区高砂 2 - 3 - 1	0	R03. 09. 30

### さいたま市告示第1764号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)第14条第4項の規定による指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 指定医療機関

名	称	所	在	地	休止年月日
大宮静脈瘤クリニック		さいたま市大宮区	区桜木町2-2-18	一番ビルⅡ2階	R03. 11. 01

### さいたま市告示第1765号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)第14条第4項の規定による指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 指定医療機関

107 - 107 107 107 1					
名	称	所	在	地	辞退年月日
医療法人 河村歯科医院		さいたま市北区	区東大成町2-60	<del>- 7</del>	R03. 11. 30

### さいたま市告示第1766号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。)第 14 条第 4 項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第 55 条の3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 指定施術者

1日/上川	-11.3				1					
B	<u>.</u>	名	住	所	名	称	所	在	地	指定年月日
山形	貴文		-	-	はっとり接骨院	· (与野本町院)	さいたま市中	中区下落合 6	-10-5	R03. 10. 15
村山	毅		-	-	KEiROWJI	越ステーション	川越市霞ケ	関北2-6-	1-103	R03. 10. 01
藤波	升		-	-	K E i ROW ont	:ま緑区ステーション	さいたま市緑	区中尾 3 4 3 -	-1-201	R03. 10. 01
野村	知希		-	-	KEiROWJ	越ステーション	川越市霞ケ	関北2-6-	1-103	R03. 10. 01
大草	孝仁		-	-	正体堂治療	院	さいたま市北口	区東大成町2-	3 7 6 - 1 3	R03. 11. 01
村山	毅		-	-	KEiROWJ	越ステーション	川越市霞ケ	関北2-6-	1-103	R03. 10. 01
藤波	升		-	-	KE i ROWさいた	:ま緑区ステーション	さいたま市緑	区中尾 3 4 3 -	-1-201	R03. 10. 01
板垣	莉恵		-	-	はっとりはり・きゅ	う院 (与野本町院)	さいたま市中	中区下落合 6	-10-5	R03. 10. 15
野村	知希		-	-	KE i ROWJI	越ステーション	川越市霞ケ	関北2-6-	1-103	R03. 10. 01
森田	礼龍		-		ハートフル鍼灸	<b>炎治療院</b> 大宮	さいたま市は第二島村	区宮原町3一 ハイツ10	2 1 4 - 2	R03. 10. 01

### さいたま市告示第1767号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人

# 指定施術者

氏 名	変更事項	変	更	前	変	更	後	変更年月日
保坂 忠広	名称変更	はっとりはり・	きゅう接骨	院(指扇院)	はっとりはり・	きゅう接骨院	(上落合院)	R03. 10. 01
保坂 忠広	所在地変更	さいたま市西[	区指扇領別所	f 3 2 7 — 1	さいたま市中央[	区上落合3-1	0-2-1 0 1	R03. 10. 01
五嶋 美月	所在地変更	埼玉県久喜市吉羽1	-12-3 F	ミールヒロ102	久喜市本町3-3	-34 Jァミ	ーユ本町302	R03. 09. 24

#### さいたま市告示第1768号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 申請者

- (1) 住所 さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号
- (2) 氏名 ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫
- 2 位置指定道路の概要
  - (1) 道路の位置 さいたま市緑区大字大牧字梅所1433番15
  - (2) 指定の年月日 令和3年11月30日
  - (3) 指定の番号 第南21-028号
  - (4) 道路の幅員 4.00m
  - (5) 道路の延長 23.88 m